

運用基準の一部改訂の主な内容

(1) 前回（平成 29 年 5 月 1 日）の一部改正以降の都市計画法令等に関する改正に伴う改訂

① 都市計画法第 33 条第 1 項第 8 号の改正

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 条）により、自己の業務に供する開発行為についても、規制の対象となり、災害危険区域等を含まないこととなった。

② 都市計画法施行令第 29 条の 9、第 29 条の 10 の改正

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 条）により、市街化調整区域内にある県条例で指定する法第 34 条 11 号・第 12 号区域（自己用住宅立地緩和区域）においては、災害危険区域等が除外されることとなった。

③ 押印廃止に伴う様式等の修正

沖縄県における行政手続きの押印見直しのための土木建築部関係規則の一部を改正する規則により、押印廃止となったため、様式等の修正

④ そのほか、他法令の文言・条項ずれに伴う改正を反映

(2) 沖縄県建築審査会提案基準の改正

① R4.12.28 開審第 5 号（令和 4 年度第 2 回審査会）にて承認

・ 提案基準第 1 号・第 13 号の一部改正

申請地の土地所有について、血族三親等の範囲内のものでの所有権移転を認めていたが、過去の審査会の事例を踏まえ、血族四親等の範囲内のものでの所有権移転を認めることとした。

② R4.2.15 開審第 6 号（令和 3 年度第 3 回審査会）にて承認

・ 付議基準第 4 号の一部改正

過去の審査会の事例を踏まえ、農地においても農地転用の見込みがある場合は許可ができる要件に変更した。

③ R3.8.17 開審第 2 号（令和 3 年度第 1 回審査会）にて承認

・ 提案基準第 1 号の一部改正

過去の事例を踏まえ、接道のための土地交換に関する要件を追加した。

④ R3.3.15 開審第 18 号（令和 2 年度第 4 回審査会）にて承認

・ 提案基準第 9 号の一部改正

過去の審査会で承認され、運用されていた「当該区域から 50m 以内の辺縁部を含む」を追記した。

・ 提案基準 1～19 号

都市計画法の表現に合わせて、「全ての要件」を「要件のいずれにも」に表現を変更した。

(3) そのほか、文言・誤字等の修正

別添参照